

北海道農政部長 殿

農林水産省農村振興局整備部防災課長

効率化（簡素化）査定後における災害復旧事業の円滑な実施について

今般の令和6年能登半島地震をはじめとしてこれまで、甚大な被害が発生した災害にあっては、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針（平成29年2月1日付け28文第230号農林水産事務次官通達。以下「査定方針」という。）」を適用した災害査定の効率化（簡素化）が実施されているところである。

これらを適用した被災箇所の復旧工事においては、農家が早期に営農再開出来るよう下記に留意の上、円滑な災害復旧の推進に努めるよう願います。

なお、このことについて、北海道内の市町村等に周知願いたい。

記

- 1 復旧するにあたり、詳細な構造を事前に決定する必要がないものについては、災害復旧の早期完了のため、効率化（簡素化）査定で算出した数量（例：航空写真読み取り面積×標準堆積厚など）によって工事発注を行い、特別仕様書に工事数量については設計変更する旨を記載した上で、工事完了後に精算する概算数量発注方式を積極的に活用すること。
- 2 「激甚災害（本激）に係る災害査定の実施について（令和2年7月31日付け2農振第1432号農村振興局整備部防災課長通知）」により、査定方針を適用した査定に係る査定設計書の変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関する費用については災害復旧事業費に計上することが可能であることから、発注する工事の中で、これらの調査、測量、設計等を実施することを積極的に検討すること。
- 3 都道府県及び地方農政局等においては、災害復旧事業の円滑な実施に資するよう、概算数量発注方式の活用を含めて市町村等への技術支援を積極的に行うこと。

東北農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

効率化（簡素化）査定後における災害復旧事業の円滑な実施について

今般の令和6年能登半島地震をはじめとしてこれまで、甚大な被害が発生した災害にあっては、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針（平成29年2月1日付け28文第230号農林水産事務次官通達。以下「査定方針」という。）」を適用した災害査定効率化（簡素化）が実施されているところである。

これらを適用した被災箇所の復旧工事においては、農家が早期に営農再開出来るよう下記に留意の上、円滑な災害復旧の推進に努めるようお願いする。

なお、貴局管内の各県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

- 1 復旧するにあたり、詳細な構造を事前に決定する必要がないものについては、災害復旧の早期完了のため、効率化（簡素化）査定で算出した数量（例：航空写真読み取り面積×標準堆積厚など）によって工事発注を行い、特別仕様書に工事数量については設計変更する旨を記載した上で、工事完了後に精算する概算数量発注方式を積極的に活用すること。
- 2 「激甚災害（本激）に係る災害査定取扱いについて（令和2年7月31日付け2農振第1432号農村振興局整備部防災課長通知）」により、査定方針を適用した査定に係る査定設計書の変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関する費用については災害復旧事業費に計上することが可能であることから、発注する工事の中で、これらの調査、測量、設計等を実施することを積極的に検討すること。
- 3 都道府県及び地方農政局等においては、災害復旧事業の円滑な実施に資するよう、概算数量発注方式の活用を含めて市町村等への技術支援を積極的に行うこと。

関東農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

効率化（簡素化）査定後における災害復旧事業の円滑な実施について

今般の令和6年能登半島地震をはじめとしてこれまで、甚大な被害が発生した災害にあっては、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針（平成29年2月1日付け28文第230号農林水産事務次官通達。以下「査定方針」という。）」を適用した災害査定効率化（簡素化）が実施されているところである。

これらを適用した被災箇所の復旧工事においては、農家が早期に営農再開出来るよう下記に留意の上、円滑な災害復旧の推進に努めるようお願いする。

なお、貴局管内の各都県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各都県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

- 1 復旧するにあたり、詳細な構造を事前に決定する必要がないものについては、災害復旧の早期完了のため、効率化（簡素化）査定で算出した数量（例：航空写真読み取り面積×標準堆積厚など）によって工事発注を行い、特別仕様書に工事数量については設計変更する旨を記載した上で、工事完了後に精算する概算数量発注方式を積極的に活用すること。
- 2 「激甚災害（本激）に係る災害査定取扱いについて（令和2年7月31日付け2農振第1432号農村振興局整備部防災課長通知）」により、査定方針を適用した査定に係る査定設計書の変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関する費用については災害復旧事業費に計上することが可能であることから、発注する工事の中で、これらの調査、測量、設計等を実施することを積極的に検討すること。
- 3 都道府県及び地方農政局等においては、災害復旧事業の円滑な実施に資するよう、概算数量発注方式の活用を含めて市町村等への技術支援を積極的に行うこと。

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

効率化（簡素化）査定後における災害復旧事業の円滑な実施について

今般の令和6年能登半島地震をはじめとしてこれまで、甚大な被害が発生した災害にあっては、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針（平成29年2月1日付け28文第230号農林水産事務次官通達。以下「査定方針」という。）」を適用した災害査定効率化（簡素化）が実施されているところである。

これらを適用した被災箇所の復旧工事においては、農家が早期に営農再開出来るよう下記に留意の上、円滑な災害復旧の推進に努めるようお願いする。

なお、貴局管内の各県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

- 1 復旧するにあたり、詳細な構造を事前に決定する必要がないものについては、災害復旧の早期完了のため、効率化（簡素化）査定で算出した数量（例：航空写真読み取り面積×標準堆積厚など）によって工事発注を行い、特別仕様書に工事数量については設計変更する旨を記載した上で、工事完了後に精算する概算数量発注方式を積極的に活用すること。
- 2 「激甚災害（本激）に係る災害査定取扱いについて（令和2年7月31日付け2農振第1432号農村振興局整備部防災課長通知）」により、査定方針を適用した査定に係る査定設計書の変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関する費用については災害復旧事業費に計上することが可能であることから、発注する工事の中で、これらの調査、測量、設計等を実施することを積極的に検討すること。
- 3 都道府県及び地方農政局等においては、災害復旧事業の円滑な実施に資するよう、概算数量発注方式の活用を含めて市町村等への技術支援を積極的に行うこと。

東海農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

効率化（簡素化）査定後における災害復旧事業の円滑な実施について

今般の令和6年能登半島地震をはじめとしてこれまで、甚大な被害が発生した災害にあっては、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針（平成29年2月1日付け28文第230号農林水産事務次官通達。以下「査定方針」という。）」を適用した災害査定効率化（簡素化）が実施されているところである。

これらを適用した被災箇所の復旧工事においては、農家が早期に営農再開出来るよう下記に留意の上、円滑な災害復旧の推進に努めるようお願いする。

なお、貴局管内の各県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

- 1 復旧するにあたり、詳細な構造を事前に決定する必要がないものについては、災害復旧の早期完了のため、効率化（簡素化）査定で算出した数量（例：航空写真読み取り面積×標準堆積厚など）によって工事発注を行い、特別仕様書に工事数量については設計変更する旨を記載した上で、工事完了後に精算する概算数量発注方式を積極的に活用すること。
- 2 「激甚災害（本激）に係る災害査定取扱いについて（令和2年7月31日付け2農振第1432号農村振興局整備部防災課長通知）」により、査定方針を適用した査定に係る査定設計書の変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関する費用については災害復旧事業費に計上することが可能であることから、発注する工事の中で、これらの調査、測量、設計等を実施することを積極的に検討すること。
- 3 都道府県及び地方農政局等においては、災害復旧事業の円滑な実施に資するよう、概算数量発注方式の活用を含めて市町村等への技術支援を積極的に行うこと。

近畿農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

効率化（簡素化）査定後における災害復旧事業の円滑な実施について

今般の令和6年能登半島地震をはじめとしてこれまで、甚大な被害が発生した災害にあっては、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針（平成29年2月1日付け28文第230号農林水産事務次官通達。以下「査定方針」という。）」を適用した災害査定効率化（簡素化）が実施されているところである。

これらを適用した被災箇所の復旧工事においては、農家が早期に営農再開出来るよう下記に留意の上、円滑な災害復旧の推進に努めるようお願いする。

なお、貴局管内の各府県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各府県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

- 1 復旧するにあたり、詳細な構造を事前に決定する必要がないものについては、災害復旧の早期完了のため、効率化（簡素化）査定で算出した数量（例：航空写真読み取り面積×標準堆積厚など）によって工事発注を行い、特別仕様書に工事数量については設計変更する旨を記載した上で、工事完了後に精算する概算数量発注方式を積極的に活用すること。
- 2 「激甚災害（本激）に係る災害査定取扱いについて（令和2年7月31日付け2農振第1432号農村振興局整備部防災課長通知）」により、査定方針を適用した査定に係る査定設計書の変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関する費用については災害復旧事業費に計上することが可能であることから、発注する工事の中で、これらの調査、測量、設計等を実施することを積極的に検討すること。
- 3 都道府県及び地方農政局等においては、災害復旧事業の円滑な実施に資するよう、概算数量発注方式の活用を含めて市町村等への技術支援を積極的に行うこと。

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

効率化（簡素化）査定後における災害復旧事業の円滑な実施について

今般の令和6年能登半島地震をはじめとしてこれまで、甚大な被害が発生した災害にあっては、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針（平成29年2月1日付け28文第230号農林水産事務次官通達。以下「査定方針」という。）」を適用した災害査定の効率化（簡素化）が実施されているところである。

これらを適用した被災箇所の復旧工事においては、農家が早期に営農再開出来るよう下記に留意の上、円滑な災害復旧の推進に努めるようお願いする。

なお、貴局管内の各県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

- 1 復旧するにあたり、詳細な構造を事前に決定する必要がないものについては、災害復旧の早期完了のため、効率化（簡素化）査定で算出した数量（例：航空写真読み取り面積×標準堆積厚など）によって工事発注を行い、特別仕様書に工事数量については設計変更する旨を記載した上で、工事完了後に精算する概算数量発注方式を積極的に活用すること。
- 2 「激甚災害（本激）に係る災害査定 of 取扱いについて（令和2年7月31日付け2農振第1432号農村振興局整備部防災課長通知）」により、査定方針を適用した査定に係る査定設計書の変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関する費用については災害復旧事業費に計上することが可能であることから、発注する工事の中で、これらの調査、測量、設計等を実施することを積極的に検討すること。
- 3 都道府県及び地方農政局等においては、災害復旧事業の円滑な実施に資するよう、概算数量発注方式の活用を含めて市町村等への技術支援を積極的に行うこと。

九州農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

効率化（簡素化）査定後における災害復旧事業の円滑な実施について

今般の令和6年能登半島地震をはじめとしてこれまで、甚大な被害が発生した災害にあっては、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針（平成29年2月1日付け28文第230号農林水産事務次官通達。以下「査定方針」という。）」を適用した災害査定効率化（簡素化）が実施されているところである。

これらを適用した被災箇所の復旧工事においては、農家が早期に営農再開出来るよう下記に留意の上、円滑な災害復旧の推進に努めるようお願いする。

なお、貴局管内の各県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

- 1 復旧するにあたり、詳細な構造を事前に決定する必要がないものについては、災害復旧の早期完了のため、効率化（簡素化）査定で算出した数量（例：航空写真読み取り面積×標準堆積厚など）によって工事発注を行い、特別仕様書に工事数量については設計変更する旨を記載した上で、工事完了後に精算する概算数量発注方式を積極的に活用すること。
- 2 「激甚災害（本激）に係る災害査定取扱いについて（令和2年7月31日付け2農振第1432号農村振興局整備部防災課長通知）」により、査定方針を適用した査定に係る査定設計書の変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関する費用については災害復旧事業費に計上することが可能であることから、発注する工事の中で、これらの調査、測量、設計等を実施することを積極的に検討すること。
- 3 都道府県及び地方農政局等においては、災害復旧事業の円滑な実施に資するよう、概算数量発注方式の活用を含めて市町村等への技術支援を積極的に行うこと。

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省農村振興局整備部防災課長

効率化（簡素化）査定後における災害復旧事業の円滑な実施について

今般の令和6年能登半島地震をはじめとしてこれまで、甚大な被害が発生した災害にあっては、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針（平成29年2月1日付け28文第230号農林水産事務次官通達。以下「査定方針」という。）」を適用した災害査定効率化（簡素化）が実施されているところである。

これらを適用した被災箇所の復旧工事においては、農家が早期に営農再開出来るよう下記に留意の上、円滑な災害復旧の推進に努めるようお願いする。

なお、沖縄県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに沖縄県内の市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

- 1 復旧するにあたり、詳細な構造を事前に決定する必要がないものについては、災害復旧の早期完了のため、効率化（簡素化）査定で算出した数量（例：航空写真読み取り面積×標準堆積厚など）によって工事発注を行い、特別仕様書に工事数量については設計変更する旨を記載した上で、工事完了後に精算する概算数量発注方式を積極的に活用すること。
- 2 「激甚災害（本激）に係る災害査定取扱いについて（令和2年7月31日付け2農振第1432号農村振興局整備部防災課長通知）」により、査定方針を適用した査定に係る査定設計書の変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関する費用については災害復旧事業費に計上することが可能であることから、発注する工事の中で、これらの調査、測量、設計等を実施することを積極的に検討すること。
- 3 都道府県及び地方農政局等においては、災害復旧事業の円滑な実施に資するよう、概算数量発注方式の活用を含めて市町村等への技術支援を積極的に行うこと。